

島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、島根県ヘルスケア産業推進協議会との連携のもと、健康をキーワードに、島根県ならではの健康増進を目的とした旅行商品、高齢者の生活支援サービス等、多様な分野の連携によるヘルスケアビジネスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助することで、島根県内におけるヘルスケア産業の振興を図り、もって健康長寿日本一に寄与することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 交付の対象者、交付の対象となる事業、補助対象経費、交付の率及び限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象者	対象事業	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内に事業所を有するもの	(1) 事業化支援枠 ヘルスケアビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業 (2) 可能性検証枠 (1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業	旅費、会議費、謝金、借料、外注費（事業化支援枠にあつては、市場調査、医学的検証等に係るものを除く。）、印刷製本費、賃金、通信運搬費、原材料費、消耗品費、その他知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の2分の1	(1) 事業化支援枠 500万円以内 (2) 可能性検証枠 200万円以内

備考 交付しようとする額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金書面審査申請書（様式第1号）により申請する。

2 前項の規定により書面審査の承認を受けた者は、専門家の個別面談に参加する。

3 第1項及び前項の規定による書面審査及び個別面談会を経て規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとするものは、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金交付申請書（様式第2号）により申請する。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第 5 条 知事は、規則第 6 条の規定により、次に掲げる条件を付する。

(1) 補助事業者（事業化支援枠により補助を受けた事業者に限る。）は、補助事業の実施結果の事業化に努めると共に、当該補助事業の補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度（以下「交付決定年度」という。）終了後 5 年間、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金事業化状況等報告書（様式第 3 号）により各年度の事業化の状況を当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに知事に報告すること。この場合において、収益が生じたとき知事が認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。

(2) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を交付決定年度又は交付決定年度の終了後 5 年以内に出願し、若しくは取得した場合又はこれを譲渡し、若しくはこれに実施権を設定した場合には、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助事業産業財産権取得等届出書（様式第 4 号）により速やかにその旨を知事に届け出ること。

（補助事業の変更等の承認申請等）

第 6 条 補助事業者は、規則第 9 条第 1 項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第 9 条第 2 項の規定により知事の指示を受けようとするときは、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金遅延等報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 補助事業者が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金実績報告書（様式第 7 号）とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して 10 日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金概算(精算)払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく返還については、規則第16条の規定を準用する。

(書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施に際し物品及び役務の調達をしようとするときは、原則として、県内に本店を有し又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する中小企業者への発注に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。